高山市告示第１２２号

高山市工事等低入札価格調査委員会設置要綱の一部を改正するので、次のとおり告示する。

令和８年１１月１１日

高山市長　　田　中　　明

高山市工事等低入札価格調査委員会設置要綱の一部を改正する要綱

高山市工事等低入札価格調査委員会設置要綱（平成１０年高山市告示第６５号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（委員会の設置） 第２条　高山市が発注する工事又は製造の請負契約に係る入札の執行において、入札価格が高山市工事等低入札価格調査基準（平成１０年高山市告示第６６号）第４条に規定する調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）について、的確な対応を行い適正な契約の履行を確保するため、委員会を設置する。	（委員会の設置） 第２条　高山市が発注する工事又は製造の請負及び役務の提供（道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４２条又は国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第２条第１項第３号に基づく調査業務を除く。）の契約に係る入札の執行において、入札価格が高山市工事等低入札価格調査基準（平成１０年高山市告示第６６号）第４条に規定する調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）について、的確な対応を行い適正な契約の履行を確保するため、委員会を設置する。
（所管事項） 第３条　委員会は、低入札が行われたときは、当該低入札となった入札価格で適正な契約の履行が可能かどうかを調査し、落札者を決定する。	（所管事項） 第３条　委員会は、低入札が行われたときは、当該低入札となった入札価格で適正な契約の履行が可能かどうかを調査し、履行の可否を確認し市長に報告する。

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。